

伊予国の島嶼土豪忽那氏と海賊衆の形成

浜田, 浩 / HAMADA, Hiroshi

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

37

(開始ページ / Start Page)

18

(終了ページ / End Page)

35

(発行年 / Year)

1985-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010993>

伊予国の島嶼土豪忽那氏と海賊衆の形成

濱 田 浩

目 次

はじめに

一、長講堂領忽那島荘と忽那氏

二、惣領制と庶子の台頭

三、所領細分化による庶家の他島進出と海賊衆の形成

四、南朝政権と忽那海賊衆

結び

はじめに

南北朝の争乱を境にして、海辺ならびに島嶼土豪の多くが海賊衆を形成して行き、それらは室町中期以降、警固衆として、権門勢家（有力社寺・守護大名等）と提携、さらに、戦国大名の支配下に編入されることによって、領国体制下での水軍の役割を果たすようになる。

この中世における政争と動乱の中で、海賊衆はどのように形成されたのか、また、その形成に島嶼土豪がどのように関わっていたのか、南北朝期に海賊衆として活躍した忽那氏に的を絞り、

忽那氏による島嶼支配の過程とその形態を探ることによって、海賊衆形成の一端を垣間見ようと思う。また、争乱期において、海賊衆が政治的にどのような役割を担っていたのか、南朝政権と忽那氏との関係を追求することによって、それを明らかにしてみようと思う。

なお忽那氏については、いろいろな角度から、多くの研究がなされてきた。本稿は、それら先学の貴重な研究成果を踏まえて、論を展開したが、特に、景浦勉氏、岡田政男氏、石野弥栄氏の研究が、本稿の指針となったことをあらかじめことわっておきたい。

一、長講堂領忽那島荘と忽那氏

「忽那氏系図」⁽⁸⁾および「忽那嶋開発記」⁽⁹⁾によると、忽那氏は藤原道長の曾孫（あるいは孫）の親賢を祖としているが、藤原北家道長流系図⁽¹⁰⁾には、親賢という人物名は見出せず、これは仮託によるものと思われる。

このように、藤原姓忽那氏の出自は明らかでないが、忽那島が

平安中期まで官牧として利用されていたことと、平安末期に、す
でに、その祖、藤原俊平が開発領主として史料上に現われている
ことからみて、あるいは、牧の現地管理者が官牧衰退に乗じて、
島を開発していったとも考えられ、忽那氏はその系譜にあるもの
ではなかろうか。

その俊平は、寿永元年（一一八二）、長講堂に米麦を寄進して、
寺領が施行されたことになっている。しかし、この時期について
は諸説があつて即断しかねるが、天福元年（一一三三）の関東下
知状写に、「祖父俊平令寄進長講堂」とあることから、俊平の
代に、忽那島莊が長講堂領莊園として成立したことはほまちが
いないであらう。

この長講堂領忽那島莊の存在を示す最初の史料は、建久二年
（一一九一）十月の注進状（島田文書）⁽¹⁶⁾で、それによると、長講
堂は課役として、廉・疊・砂金・統松・兵士役等々を課している
ことがわかる。ここで、この課役が雑公事の性質のものであるこ
とから、莊務権の如何をめぐって、その領主権が問題とされた
が、天福元年の下知状「二百余石并済之」や応永十四年（一四〇
七）三月の前筑後守益直注進長講堂目録「忽那庄 年貢米五十
石」等からみて、必ずしも雑公事のなものとばかりとはいえない。
また莊務権についても、建長五年（一二五三）の「預所肥後左衛
門入道願忠」、永仁三年（一二九五）の「雜掌道覚」、正安四年
（一三〇二）の「雜掌法橋頼秀」等、長講堂の補任する雜掌が派
遣されていることから、忽那島莊に限れば、永原氏の言う「莊務
権を持たない莊園」⁽²²⁾とは考えられないであらう。

伊予国の島嶼土豪忽那氏と海賊衆の形成（浜田）

この忽那島莊は、長講堂が領家で、本所は後白河院以降、宣陽
門院、鷹司院を経て後深草院、伏見院、後伏見院等持明院統へと
継承されたが、他の莊園領主も介在していた。これについては、
石野氏が明解な論述をされているので、それに譲るとして、領家
長講堂と忽那氏の関係について、二、三言及したい。

俊平の寄進によつて、下司職を掌握していた忽那氏は、兼平、
国重等惣領が地頭職を補任され、幕府との関係を強めていく中
で、次の史料でわかるように、領家側と下地をめぐって相論を起
すようになる。

右当嶋下司国重巧新儀、押領松吉名之由、以雜掌解、自領家
依被訴（中略）者為下司職押領松吉名由事、頗為預所之虚訴
歟、然則守承久御下知状、当嶋地頭職并松吉名等、国重任先
例可令領知之状如件

貞永元年七月廿七日

掃部助平 在判
駿河守平 在判

国重は領家側から、松吉名を押領したと訴えられたのである
が、幕府は、その訴えを「頗為預所之虚訴歟」と称して退けて
いるのである。それでは、なぜこのような相論が起つたのか、そ
の原因となった松吉名についての領有関係を検討してみよう。

元久二年（一二〇五）五月六日付関東下知状では、「当嶋内東
方武藤名者、舍兄兼平譲得之、同西方松吉名者、家平譲得之、
兼平致乱妨云々、事若実者尤以不便、早停止兼平之妨、任譲状
可令家平領知之状、依鎌倉殿仰、下知如件」とあるが、承久
三年（一二二一）閏十月十二日付関東下知状写では、「任相伝知

行并故右大臣家御下文、藤原国重可_レ令_二安堵也、兼又当嶋内松吉名田島、同無_二相違_一可_レ致_二沙汰_一之状、依_レ仰下知如_レ件」とあつて、家平に領知したはずの松吉名を、幕府は兼平の嫡子国重に安堵させているのである。

この理由として、(A)家平には継承すべき子孫が無く、家平の死去によって、自然にその所帯が惣領国重の手に吸収されていった場合。(B)家平が何らかの事件に係つて、その所帯を喪失した場合。この二通りが想定できるのであるが、この下知状が承久の変終熄後であることからみて、後者(B)、すなわち、承久の変において、家平が河野通信と共に京方につき、没落した結果と解釈した方が妥当なもののように思える。

ただ、この關所地の給付に際しては、一般論として、他の御家人に充行つた例が多かつたが、忽那氏の場合、一族の惣領国重が、それを手に入れていることである。これはおそらく、国重自身の承久の変における勲功⁽³²⁾と幕府による西国御家人懐柔政策の意図が働いたためであらう。そうだとすると、松吉名を幕府が国重に与えた理由はわかるのであるが、領家側から「新儀押領」と訴えられたことはなにを意味するのであらうか。

建永二年(一二〇七)五月六日付実朝御教書に、「伊予国忽那嶋地頭名並給田島事、以_二申状_一披露_レ處、不_レ可_レ有_二新儀_一、可_レ依_二先例_一之由、」とあつて、兼平は、俊平から譲与された武藤名を、幕府から地頭名として認められている。しかし、それに対して領家側からの異議の申立ては無く、国重が松吉名を領知した後に、初めて相論を起していることからみて、松吉名こそ、領家の進止

する名であつたものと推測するのである。

このことから、元久二年の下知状の内容を解釈すると、「兼平致乱妨」とは、兼平が俊平から譲与された下司職の職権を行使して、松吉名に介入して起つたものと考えることが出来る。また、その兼平や嫡子国重が地頭職に補任されたことに對抗して、家平は、伊予本土の新興豪族河野氏との関係を緊密化させたものではなからうか。

最後に、六波羅下知状写には、「当嶋下司、国重」とあるが、これは領家側が一方的に位置づけているにすぎず、国重はすでに、承元二年(一二〇八)に幕府より地頭職を得ており、国重が下司であつたとはみなしがたい。それゆえにこそ、この時期以降、長講堂は所務の雑掌を補任し、忽那島に再三派遣しているのであらう。以後、この長講堂雑掌と忽那氏は下地相論を繰り返すのであるが、在地領主忽那氏の前に、長講堂側は譲歩を重ね、室町中期頃には、忽那島荘における権益を完全に失うことになるのである。

二、惣領制と庶子の台頭

国重の手によって統合された忽那氏の諸職、所領は、国重逝去後、その子、通重、重俊、重康等に分割譲与されたのであるが、これが一族間の内紛の原因にもなるのである。まずはじめに、重俊と重康が、次に、重康、遠重と実重が、各々の諸職、所領の所有権をめぐる相論を起しているのである。ここで、内紛の原因となつている、分割された諸職ならび所領、さらに、忽那氏の

惣領制等について検討を加えてみよう。

建長六年（一二五四）二月十四日の和与状にそつて、忽那島地

頭職は東西に分割することが幕府によって認められたのであるが、さらに、建長八年（一二五六）七月九日付將軍家政所下文で、

弥亀丸（実重）が通重の契状に従つて、西浦惣追捕使職ならび末重名を幕府から安堵されている。この職ならび名は、これ以前の史料には、まったく見られないことから、おそらく、国重が所帯を分割する際、通重に創設して譲つたものであらう。

しかし、この西浦惣追捕使職ならび末重名をめぐつて、西浦地頭重康、遠重と実重との相論が起こっている。

伊予国忽那嶋左兵衛尉実重法師（法名性運）与同十郎左衛門尉重康（法名弥亀丸）

今者死去子息遠重相論条々

一 西浦惣追捕使職事

一 末重名事

右如訴状者、於当職者、任亡父四郎左衛門通重讓状、給安堵畢、而重康致違乱云々、如陳状者至実重所職者、重康無其謬、而押領之由申之条存外也云々、（中略）爰如性運所進本主西（國）信（義）父（義）通重（性運）讓嫡子通重（性運）建長三年四月廿八日状者、讓与忽那嶋内処分事、一西浦惣追捕使職、一末重名事、右任相伝之状、（中略）右任親父左衛門尉通重建長五年二月廿九日契状可令領掌云々者於件所職者通重為本主西信嫡子得西信讓畢、

通重讓性運性運任彼状建長給安堵状畢、而遠重為三男之流、以胸臆令思給山申之条、甚為奸謀歟、就中遠重初則不相緒之由称之後、亦令思給之旨号之、先後之詞涉兩端之条、又以為

伊予国の島嶼土豪忽那氏と海賊衆の形成（浜出）

陰謀歟、然則於当職者停止遠重濫妨、任西信通重讓状等并安堵御下文、可令性運領知、（中略）

正応元年六月二日

（公仁宣時）
前武藏守平朝臣（花押）
（北条貞時）
相模守平朝臣（花押）

これによると、実重の訴えが認められているのであるが、ここで問題となるのは、西浦惣追捕使職の職権と、それを国重から譲与された通重系統の忽那氏における位置づけであらう。

「忽那氏系図」によると、嫡子は重俊で、通重は二男、重康は五男となつてゐるが、この下知状では、「嫡子通重」、「三男重康」となつており、また、先の建長六年の下知状では、「左衛門尉重俊与舍弟左衛門尉重康」となつてゐることから、「二男は重俊」となるものと思える。

この「忽那氏系図」が後世に作成された経過からみれば、これら二通の下知状の方が史料の価値が高く、次のような略系図がでるであらう。

忽那氏略系図（忽那嶋相伝之証文により作成）

```

    俊平 — 兼平 — 国重 — 通重 — 実重 — 性俊
    （法名西信）      （法名性運）
    嫡流              （法名弥亀丸）
    重俊 — 久重 — 重義 — 重清
    重康 — 遠重 — 義範
  
```

また、幕府からの発給文書の形態及び内容からみて、通重系統が嫡流として扱われていることは、ほぼまちがいない。しかし、

以後の忽那氏発展状況からみて、忽那一族の実権は重俊系統が掌握しているのはなぜであろうか。

このことについて、通重が領掌した西浦惣追捕使職の権能と合わせて検討してみよう。

徳治三年（一一三〇八）の沙弥性運（実重）讓狀並外題安堵狀によると、「惣追捕使職事、可_レ致_二所務_一界者、可_レ為_二自_一熊田浦上」とあり、また、「於_二京都關東御公事等_一者、任_二被_一仰下之旨、隨_二嫡子並庶子等_一、田畠分限、可_レ致_二其沙汰_一、檢断以下所務者且守_二先例_一、且任_二御下文等_一可_レ令_二知行_一也」と記されていることから、惣追捕使職の権能は、檢断以下の所務職と考えられるが、その沙汰範圍が熊田浦より上の地域と限定されているところに問題が潜んでいるように思われる。

すなわち、(一)熊田浦より上とは、熊田浦以北を指し、西浦全域を包括するものと推測できるが（付表2参照）、重俊が讓与された東浦が、まったく除外されていること。(二)京都・鎌倉の公事についても、田畠の面積に応じて沙汰するところがあるが、その沙汰権も檢断権の範圍を越えるものとは考えられないので、忽那氏庶流（重俊系統）は嫡流（通重系統）の支配外にあったものと推測できること（但し、西浦地頭職ならび松吉名を讓与された重康系統は嫡流の檢断及び沙汰範圍内にあり、そのことが、先の重康、遠重と実重との相論の原因にもなったのであろう）。(三)「忽那氏系図」では、国重の子盛重の付註に、「東浦惣追捕使」とあるが、東浦に惣追捕使職が設けられた裏付けがなく、かりに、設置されていたとしても、その後の状況からみて、東浦地頭職の中に解消

されていたものと考えられること。

以上の理由から、庶流（重俊系統）が嫡流（通重系統）の支配外にあって、独立した勢力を形成し、宗家を凌駕する実力を持ったものと考えるのである。

もっとも、国重からの相続形態をみると、嫡子通重が忽那宗家物領を継いだとは、必ずしもいえないかも知れない。すなわち、忽那氏庶流である重俊が兼平以降、物領の支配地であった東浦を讓与され、嫡流であるはずの通重が西浦の、しかも松吉名が分解してできた新名の末重名（田玖段小五十歩、畠参町余）を国重から讓与されたことからみると、あるいは庶子重俊が嫡子通重を抑えて、宗家物領を継承した可能性もある。その理由ははっきりしないが、国重が子供の器量を見て、家督を重俊に譲ったのかも知れない。すなわち、「忽那氏系図」で、重俊系統が嫡流（長男）となっていることは、これらの事情を物語っているからであらう。ともあれ、忽那島の所領、諸職は、国重の後、その子通重、重俊、重康等に分割され、それぞれが互いに独立した形態を保ちながら、幕府の御家人として承認されていたのである。

三、所領細分化による庶家の他島進出と海賊衆の形成

「寛治年中六嶋開発、嘉保之頃、大浦八幡奉遷八嶋」、「嫡三郎大輔親朝、枝嶋開発、構農家、謂_二牟須岐嶋_一、野嶋、二神嶋、怒和嶋、津和嶋、柱嶋、都而忽那七嶋云々、嘉保年中、各六嶋奉遷八嶋宮」と「忽那嶋開発記」に記されているが、この六島（枝嶋）のうち、柱島は、寿永三年（一一八四）以前に賀茂上社領となつて

とあって、惣領重義、重清は早くから討幕軍に加わって活躍しており、それは、元弘三年三月廿八日付重清軍忠状⁽⁴⁵⁾によっても傍証できる。すなわち、この令旨は、重義とは別に、まだ討幕の態度を決めかねていた重明に対して発せられたものと考えられるのであるが、ここで注目すべきは、重明が直接、軍勢催促を受けるに相当する勢力を持っていたという事実であろう。そして、このことは、次の二通の奉書によって、さらに明確となる。

凶徒等追討事、自関東所被仰下也、早率一族可被抽軍忠、於有功者殊可被行賞之状、依仰執達如件、

建武二年正月十六日

散位（花押）

忽那伊勢公御房

凶徒等追討事、自関東所被仰下也、早率一族可被抽軍忠、於有功者殊可被行賞之状、依仰執達如件、

建武二年正月十九日

散位（花押）

忽那孫九郎殿

以上、二通の散位某奉書（軍勢催促状）は宛名が「忽那伊勢公御房」（重清）と「忽那孫九郎」（重明）と異なることと、日付が、孫九郎宛の方が三日後の建武二年正月十九日である点を除いて、発給者、文面等まったく同じである。これは、その時期、忽那氏が一人の人物によって統率されていたことを意味するもので、重明は惣領（重義、重清）の統率外にあって、かなりの勢力を築いていたことを示す重要な史料であろう。

この重明の勢力基盤は、父重頼の津和地島進出以来二代にわた

って、その島に勢力を扶植したことによって培われたものと考えられる。また、惣領も、一族の膨張と分派の中で、一族庶子の離散と統合を繰り返しながら、「幕府の論旨に応じなかった程の鞏固なる勢力を確立⁽⁴⁷⁾」していったのではなからうか。

以上のように、鎌倉末、南北朝初期の忽那氏は、他島嶼部進出による新興庶家（重明）と惣領家（東浦地頭本家＝重義、重清）とに、その勢力が二分されていた。そして、これより遅れて、惣領家（東浦地頭本家）から分立した庶子義範が神浦に拠り、さらに柱島に進出することによって、惣領家を凌駕する勢力を得るのである。また、これら新興庶家は進出先島嶼部の海夫集団を支配下に入れ、より一層、海域支配型領主としての性格を強く帯びるようになる。

たとえば、柱島に進出した義範の戦闘形態を見ると、船を用いなければできない島や浦であることから、海上での戦闘能力を有した集団を組織していたことがわかる。この義範は、重義が嫡子重清に家督を譲る際、重義から東浦の一部（神浦一分地頭）を分割譲与されたのであろう、その書状に、「下野法眼神浦館」「神浦下野法眼房」⁽⁵⁰⁾「上浦法眼房」⁽⁵¹⁾「忽那神浦下野法眼房」などとみえ、東浦内の神浦に館を構えて、そこを本拠としていたようである。

義範の史料における初見は、元弘三年の重清軍忠状で、それには、「家人下野房被^レ疵被^レ射股畢」とあって、「家人」として、重清の軍忠状に付される存在であったが、次の延元二年（一三三七）二月卅日付中務大輔軍勢催促状には、その宛名が「忽那嶋東浦下野殿」とあり、独立した扱いを受けている。また、延元

四年（一三三九）六月廿九日付懷良親王令旨では「柱嶋下野房」と書かれ、柱嶋支配をおわす名が使用されている。

このことから推測するに、元弘三年以降、実力を蓄えた義範は、延元の頃に物領重清から自立し、柱嶋支配に着手したものと考えられる。なお、柱嶋は賀茂上社の荘園となっていて、そこには魚塩貢納を役とした下級荘官が海夫を率い、早くから在地領主化していたものと考えられる。義範は、この下級荘官層と結び、柱嶋及びその海域支配に着手したのであろう。興国三年（一三四二）四月廿八日付中院定平奉書に、「柱五郎左衛門尉俊宗、忽那下総法眼義範、嶋末兵衛次郎近行、同兵衛四郎近重以下一味連署輩之中（略）」とあるように、柱氏のみならず、屋代島島末荘の在地荘官島末（長崎）氏一族とも「一味連署」しているのである。

これらの反領主的な結合は、各々の荘園領主による支配の枠を越えたもので、海域において自由に活動する海賊衆としての性格を顕著に現わしている。それを証するものとして、平高頭が義範宛に船の借用を申し出た次の書状がある。

おゝつくりまてくたられ候し心さしありかたく候、くわんと
 うちうしん候ぬ、をんしやうあむとのために候、さてははた
 の事さうあする事候ほとニ、ふねをとりニさえ門二郎をのほ
 せ候、無心の事なとものかれ申候、ふねかし進られ候ハ、
 やかてもとし遣され候へく候、おゝふねを一まわりとゞけら
 れ候ハ、あひかまへてかしくたされ候ハ、人をものせら
 れ候て、ふねもやかてまふけられ候へく候、あなかしく、

伊予国の島嶼土豪忽那氏と海賊衆の形成（浜田）

十二月十七日

くつな（義範）
 下野法眼御房

（平高頭）
 （花押）

この書状の「はたの事」について、長沼氏は「吉野の朝廷と土佐又は土佐の幡多との往来を思はしめるものがある」と述べているように、幡多は尊良親王の元弘の廃所であり、また、懷良親王と同時期に花園宮が伊勢から土佐へ渡っていたことから、その連絡、往來のために、義範に船の借用を申し出たのであろう。ともあれ、この書状にある船の借用依頼こそ、義範がかなりの規模の船舶を所有、もしくは、動員する力を持っていたことを裏付けるものであり、あるいは、熊野海賊衆湯浅氏が高野御倉の間職を保有して勢力を得たのと同じく、義範も神浦および柱嶋支配を背景にして、その地域における間職の権利を掌握していったものではなからうか。そして、この書状からも読みとれるように、船を所有していた彼らが、両政権のそれぞれの戦力として利用されたことは、泰地、塩崎氏等が北朝方の輸送に従事したことからもわかるであろう。

このように、南北朝争乱という政治的要因が、沿岸・島嶼土豪をして、戦力としての海賊衆の形成へと向かわせたのである。

四、南朝政権と忽那海賊衆

懷良親王一行十二人（57）は、九州へ下向する途中、忽那島に三カ年間滞（58）在したのであるが、この滞在によって、忽那氏がどのように南朝政権下に組み入れられ、海賊衆を形成していったのかを検討してみよう。なお、親王の下向時期については、延元二年説と延

元四年説との二つの学説があるが、先学の研究成果を踏まえ、延元四年説にたつて論を展開させようと思う。

①軍忠之次第被聞食了、殊以神妙、弥可抽忠節者、征西將軍令旨如此、仍執達如件、

〔延元四〕四月廿八日
〔義範〕
〔五条頼元〕
勘解由次官（花押）
忽那下野房

②軍忠之次第被聞食了、尤以神妙、弥可抽忠節者、征西將軍令旨如此、悉之以状

〔延元四〕六月廿九日
〔義範〕
〔五条頼元〕
勘解由次官（花押）
柱嶋下野房

③安芸国凶徒等発向忽那嶋処、致合戦忠節之条尤以神妙、殊所被感恩食也、者征西將軍令旨如此、悉之以状

〔興国元〕十月廿一日
〔義範〕
侍従（花押）
下野法限房

これらは、義範が賜った三通の懷良親王令旨であるが、ここでまず、この令旨が出された理由とその背景を検討してみよう。

元弘三年（一一三三）から建武五年（延元三年一一三八）にかけて活躍した惣領重清および津和地島地頭重明に代わって、延元三年後半頃から、義範が脚光を浴び始めたのである。すなわち、文書の発給状況からみて、重明は建武四年七月廿九日付軍忠状を最後に、また、重清は建武五年三月十一日付軍忠状を最後に、以後その名が現われず、それに代わって、義範宛のものがほとんどを占めるようになったことから、延元三年以降、義範の勢

力が忽那諸島において優勢となったものと考えられる。

以上の背景から、先の三通の令旨をみるならば、①の令旨は、義範が延元三年から四年にかけて、忽那諸島の武家方勢力を制圧し、懷良親王一行を迎え入れた勲功に対して発せられたものである。

また、②の令旨については、その宛名が、「柱嶋下野房」とあることから、義範が柱嶋に進出したことはまちがいないものと考えられる。岡田氏は、その理由として、「長期滞在のために身分上の格差から名義関係を調整した」と述べているが、そうではあるまい。なぜなら、懷良親王の九州下向に際して、当初より、忽那島に長期間滞在する計画があったとは思えないこと。また、忽那島に滞在し、かりに、「親王が忽那諸島で全権を握る」としても「義範から忽那の号名を取り上げる」必要があったとは思えないこと。さらに、「柱嶋地頭職に義範を置きかえた」と述べているが、実際に柱嶋地頭職を義範に安堵したのは九年後の正平三年（一一三八）九月であるから、そういう意図があったとは思えないこと。以上の点から、岡田氏の見解に疑念を持つのである。そこで、これらのことについて私見を述べてみようと思う。

懷良親王一行十二人が忽那島に長期間滞在するようになったのは、探題一色氏を始め、少貳、大友、島津氏等、九州在住の武家方武將に、その行手を阻まれたためであり、目的はあくまでも九州下向であった。したがって、九州の状況が好転すれば、忽那島から離れる暫定的滞在に過ぎなかったものと思われる。しかし、暫定的滞在といっても、懷良親王一行を迎えた義範にとって、親

王以下十二人の南朝方要人を、忽那島において、安全に匿うためには、忽那島北域の防禦を固めることが必要であった。すなわち、②の令旨の宛名が「柱嶋下野房」とあるのは、義範が懷良親王の滞在する忽那島防衛のため、柱島に進出し、その島嶼支配に着手したことを意味するものではなからうか。

柱島は地理的にみて、周防、安芸に対する前線基地を築く最良の場所であることから、義範の柱島進出とは、忽那島防衛のための北域の守りを固めることと合わせて、近海の制海権確保をねらったものと考えられる(付表1参照)。そして、これらの功により、②の令旨が発せられたものと推測するのである。事実、その一年後の興国元年(一三四〇)十月に、安芸国守護武田信武が、さらに、三年後の興国三年(一三四二)三月には、伊予国の河野通盛が、忽那島を襲撃していることからみても、忽那島防衛が急務であったことが理解できるであろう。

また、③の令旨は、文面からみて、武田信武の忽那島襲撃に対して、忽那氏の奮闘を称えたものと考えるのであるが、ここで注目すべきは、この時期に限って、武家方有力武将が、忽那島を襲撃した事実である。いわゆる、忽那氏がかかわったそれまでの伊予国での戦闘はすべてが伊予本土で行なわれていたのに比べて、この興国元年十月の武田氏、興国三年三月の河野氏の襲撃事件は異質なもので、その矛先が直接、忽那島に向けられている。これは、この時期、忽那島には、武家方の攻撃目標となるべきものが存在したことを意味するもので、この恰好の攻撃目標こそ、懷良親王以下十二人の南朝方要人の忽那島滞在であったものと推測

するのである。ただし、この興国元年十月の武田氏襲撃によって忽那島も安全な場所ではなくなり、懷良親王一行の離島計画も具体化したものと考えられる。そして、興国三年三月の河野氏襲撃時には、既に一行は九州に向けて離島していた可能性もあるものと思う。

このように、懷良親王の忽那島滞在によって、忽那氏は、武家方の攻撃にさらされるのであるが、それに対し、近隣島嶼土豪との「一味連署」によって、その海域ならび島嶼防衛に当るのである。

最後に、熊野海賊衆と忽那氏との関係について述べるならば、「忽那一族軍忠次第」に、次のような記述がある。

一、熊野勢当国下向兵糧兩度
一、方々上下向押送並兵糧事

これは、懷良親王滞在を契機にして、南朝方勢力と忽那氏との交流を記したもので、熊野海賊衆や南朝方要人が度々、忽那島を訪れ、それに対し忽那氏は、その要人輸送や兵糧の提供などを行っているのである。このことからみて、その交渉は浅からぬものがあつたと思われるし、懷良親王滞在によって、南朝方海賊衆の一翼を担わされた忽那氏は、親王が九州へ渡海した後も、熊野海賊衆と共に征西府支援を命じられたものと思われる。このことは、次の奉書によって、説明できるのではなからうか。

四国中国海賊等三十余艘、自飫肥南郷内目井浦奔通肝付郡内之浦⁽¹⁾崎之間、定可相加凶徒賊、急速可致用意之由、野辺孫七盛忠以使者所馳申也、仍書狀如此、不廻時馳寄當陣、可

村井益男「水軍についての覚書―小浜氏の場合―」(『日本大学文学部研究年報』一、昭和26)

(4) 藤田明『征西將軍宮』

長沼賢海「懷良親王の征西路考」(『史淵』一三三)

景浦直孝『伊予史精義』、同氏『伊予海賊沿革略史』(一)

(二)(三)(四)『伊予史談』二・三・四・六・七号

長山源雄「懷良親王の津島郷御駐駕に就いて」(上)(下)

『伊予史談』八七、八八号)、同氏「伊予に於ける莊園

の研究」(『忽那島莊』(『伊予史談』

田中元勝『征西將軍宮譜』

吉本弘「愛媛の庄園史」(『忽那庄その一』(『ソーシャルリ

サーチ』四号)

宮本常一『瀬戸内海の研究』二二〇～二六九頁

(5) 景浦勉「忽那文書に現れた皇室尊崇の精神と忽那氏一族

の勤王運動(上)(下)」(『伊予史談』一〇六、一〇七)、

同氏「伊予史料集成」忽那家文書」解説篇

(6) 岡田政男「中世海賊衆の形成と伊予国忽那氏」(『岡山史

学』第二三三号)

(7) 石野弥栄「伊予国の地頭御家人忽那氏について」(『国学

院大学史学大学院史学研究集録』第二号)

(8) 忽那二郎氏所蔵系図

(9) 中島町誌史料集「中世」六一～七〇頁、国書刊行会叢

書『続々群書類従』第三冊史伝部其二、同書奥書による

と、天正十五年(一五八七)に忽那龜寿丸の手によって

まとめられたものとされている。

(10) 国史大系『尊卑分脉』第一篇

「忽那家文書」元久二年五月六日付関東下知状(『愛媛県

(11) 史 資料編古代・中世』一二二号文書(以下、数字は文

書番号を示す)に、「可令早任親父俊平讓状旨、知行伊

予国忽那嶋西方松吉名之事」とあり、兼平、家平の父俊

平が存在したことがわかる。

平が存在したことがわかる。

西岡虎之助「武士階級結成の一要因としての牧の発展」

『莊園史の研究』上巻所収)三〇七～三一頁

(13) 忽那嶋開発記の俊平付註に、「寿永元壬寅年長講堂建立、

米寿式百斛寄進、寺領施行」とある。

(14) 八代国治氏は「長講堂領の研究」(『国史叢説』)で、「米

麦二百石は、単なる寄進であって、寺領の施行は後であ

る」としているが、石野氏は既出論文(7)で、「寺堂建

立以前に所当の寄進というのは不可解」と述べている。

(15) 長隆寺文書、天福元年十二月十日付関東下知状(写)

『愛媛県史』資料編古代・中世五五五)

(16) 長講堂所領注文、京都大学文学部所蔵文書(『愛媛県史

資料編古代・中世』一一七)

忽那嶋

御寺役

元三御簾一間 疊四枚小文

兵士一人十月料

元三砂十兩

三月御八講砂三兩

御更衣疊三枚小文十月料

月宛統松千把十二月料

不動之

御倉兵士一人二月料

今年支配

廻御菜一日隔月勤廿一日

上日新庄分

伊予国の島嶼土豪忽那氏と海賊衆の形成(浜田)

- (17) 既出・石野氏論文(7)
- (18) 宣陽門院所領目録(八代恒治氏所蔵)、『愛媛県史 資料編古代・中世』一一六〇)
- (19) 「長隆寺文書」建長五年七月廿九日陸奥左近大夫宛関東御教書(『愛媛県史 資料編古代・中世』一六八)
- (20) 「長隆寺文書」永仁三年廿三付関東下知状写(『愛媛県史 資料編古代・中世』五五五)
- (21) 「長隆寺文書」正安四年七月七日付関東下知状写(『愛媛県史 資料編古代・中世』五五五)
- (22) 永原慶二「荘園領主経済の構造」(『日本経済史大系2 中世編』所収)
- (23) 伏見宮御記録、八代国治「長講堂領の研究」(『国史叢説』所収)
- (24) 同御記録に、「長講堂領者、第一大事候、能々可被留御意候(中略)不可有別相伝之儀候(後略)」とあり、後深草院が伏見天皇に遺詔している。
- (25) 同御記録伏見院宸筆御譲状符案条々
- 一、播磨国
- 一、長講堂領 目録在別
- 己上新院後伏見。可有御管領(中略)
- 正和元年十二月日
- (26) 嘉禎三年(一二三七)二月八日付「宮内卿平朝臣業光並光連連署仮名譲状写」に、「いよのくつなをへせんさい御こせんにゆつり候也」(『愛媛県史 資料編古代・中世』一四五)とあり、また、「経俊卿記」(『圖書寮叢刊』文応元年(一二六〇)七月二十八日の条に、「天晴、景職来、忽那庄事重中相国禪門許了」とある。
- (27) 既出石野氏論文(7)で、氏は、左の如く、平業光、せんさい御前、坊城経俊の関係を图示して、明解な論述をしている。
- 平維盛——貞度——盛房——業房——治部卿從三位 業兼
- 宮内卿正四位下 業光——女(せんさい御前)
- 母高階榮子
- 坊城 経俊——俊定——定資——俊実(勧修寺)
- 経世——経継
- (28) 「長隆寺文書」元久二年十一月十二日付関東下文写(『愛媛県史 資料編古代・中世』五五五)
- (29) 「忽那家文書」承元二年潤四月廿七日付関東下文写(『愛媛県史 資料編古代・中世』一二八)
- (30) 既出、岡田氏論文(6)で、氏は「弟家平は同年七月二十九日に伊予国守護河野通信御家人三十二人の一人として幕府より承認されている」と推定し、石野氏は、既出論文(7)で、「吉木家平は忽那島吉木(現在西中島)に本拠を構え、その在地名『吉木』を姓とするに至った」と論述している。また、山内謙氏も「鎌倉期伊予国武士団の構造」(『ソーシャルリサーチ』八号)で、石野氏論文を支持する立場から、「よしきの三郎家平」について分析している。
- (31) 田中総「承久の乱後の新補地頭補任地へ拾遺」(『史学

(32) 雜誌」第七九編第一二号)

「当国御家人之中井門太郎長元、忽那左馬允国重、宇野太郎頼恒等有寄手之陣、各先登攻戦、多討味方之健士同十四日、得能四郎太郎通俊主、為忽那国重令暨命給」(河野家譜)とあり、国重の活躍の様子が描かれている。

(33) 山内謙「伊予国における武士団の成立と展開」(『日本歴史』第三七九号)において、氏は旧勢力、越智、新居一族に対し、新興勢力河野氏の姿を論述している。

(34) 「長隆寺文書」正安四年七月七日付閑東下知状写和与状は現存しないが、建長六年三月八日付閑東下知状で、内容が明らかである。

(35) 將軍家政所下

可令早領知伊予国忽那郡嶋内西浦惣追捕使職並名田畠名字等事
 右任親父左衛門尉通重建長五年二月廿九日契状、可令領掌之状、所仰如件、以下
 建長八年七月九日

案主清原
 家主清原

令左衛門尉小尉藤原

別当陸奥守平朝臣(花押)

相模守平朝臣(花押)

(37)



(38) 建長八年七月九日付將軍家政所下文、正応元年六月二日付閑東下知状、正応元年九月十七日付六波羅下知状、徳治三年二月一日付沙弥性運議状並五月廿六日付外題安堵状等々からみて、通重系統が嫡流として扱われている。

(39) 「忽那家文書」徳治三年五月廿日付外題安堵状(『愛媛県史 資料編古代・中世』四一)

「賀茂別雷神社文書」寿永三年四月二十四日付將軍家下文中に「周防国伊保庄安嶋」とある。また、文治二年(一一八六)には、土肥実平、大野遠正に対し、乱妨停止の下文がでている。

(40)

下 周防国伊保庄竈戸閑、矢嶋・柱嶋等住人
 可早停止土肥実平妨並土人大野七郎遠正不当行領家進止事(中略)

文治二年九月五日
 所帯分割状況を区別するために、筆者が便宜上、一次、二次分割と分類した。

(41)

「忽那家文書」延慶二年二月廿一日付六波羅御教書(『愛媛県史 資料編古代・中世』四三一)

「風早忽那家文書」(北条市在忽那トラ氏蔵)文保二年十二月六日付左衛門尉下知状(『愛媛県史 資料編古代・中世』四七九)

小泉宜右「播磨国矢野庄の悪党」(『国史学』六六号)、「東寺領大和国平野殿庄の悪党」(『国史学』七〇号)、「伊賀国黒田庄の悪党」(『中世の社会と経済』所収)、「悪党について」(『歴史学研究』三〇〇号)等々の一連の研究において、氏は、悪党非法の内核が、蒔田狼藉と錢貨奪取にあったと論じている。

(44)

三

- (45) 元弘三年三月廿八日付藤原重清軍忠状(「忽那家文書」、『愛媛県史』資料編古代・中世「五四三」)に、「一、同国喜多郡地頭宇都宮遠江守、同美濃入道代官等、構根来山城柳致、朝敵之間、自三月一日至于同十一日致数日之合戦之刻」とある。
- (46) 「忽那氏系図」重頼の付註に西方津和島地頭とあり、重明の付註に津和島地頭とあることから推測する。
- (47) 既出景浦氏論文(5)
- (48) 「忽那一族軍忠次第」に、「一、周防国加室合戦延元四年七月七日 一、安芸国波多見合戦 一、周防国屋代嶋大將中院殿 一、備後国鞆合戦」とあり、これらの場所が島や浦であることから推測する。
- (49) 「忽那嶋開発記」「忽那氏系図」付註にある。
- (50) 「忽那家文書」貞和六年七月廿八日付足利直冬御判御教書(「愛媛県史」資料編古代・中世「七五五」)
- (51) 「忽那家文書」貞和六年十月一日付足利直冬御判御教書(「愛媛県史」資料編古代・中世「七五六」)
- (52) 「忽那家文書」正平十一年三月九日付足利直冬御判御教書(「愛媛県史」資料編古代・中世「八二四」)
- (53) 宮本常一『瀬戸内海の研究1』一七六―一七八頁。
- (54) 長沼賢海「懷良親王の征西路考」(『史淵』一三三号)
- (55) 「又統宝簡集」百四十(『大日本古文書 高野山文書』所収)
- 如先度申入候湊高野御倉破損之由被聞食候之条歎入候、凡間職管領仕候之間自元不存不忠候之處、(中略)
- 六月廿日 道一(花押)
- (56) (函使) □□退治事、任申請□地、塩崎一族相共致自沙汰、自周防籠門関、至摂津国尼崎、可令警固、西国運送船並廻船等且櫓別錢貨百文、(中略)
- 曆応三年三月十四日 (高師直) 武藏守(花押)
- (57) 「忽那一族軍忠次第」に伊与国所々合戦二十一項目、他国合戦二十八項目があり、その十七項目は、他国合戦十一項目と行間をあけて、懷良親王一行に関する事項を列挙している。
- (58) 「三カ年」を足かけ三カ年とするか、満三年とするかは意見の分れるところであるが、長沼氏は既出論文(53)で、「三箇年を満三箇年と考へることも出来る」と述べ、また、景浦氏は既出論文(5)で、「三ヶ年は満三箇年と考へる」と述べている。
- (59) 田中元勝『征西將軍宮譜』、藤田明『征西將軍宮』、長山源雄「懷良親王の津島郷御駐駕に就いて」(上)(下)(『伊予史談』八七・八八)等々において、延元二年到着説となえ、それに対して、長沼賢海「懷良親王の征西路考」(『史淵』一三三)、景浦直孝「伊予海賊沿革略史」(忽那島の研究)(『伊予史談』四)、景浦勉「忽那家文書に現れた皇室尊崇の精神と忽那一族の勤王運動(上)」(『伊予史談』一〇六)等々において、延元四年到着説をとえている。
- (60) 延元三年(一三三八)から正平十一(一三五六)年の間に、義範宛書状は、二十五通もある。
- (61) (62) (63) (64) 既出岡田氏論文(6)
- (65) 「忽那家文書」正平三年九月廿七日付高嶺安堵状(「愛媛県史」資料編古代・中世「七三二」)に、「周防国柱嶋地頭事、忽那下野法眼義範為本領取構之上者、全安堵可

致知行（以下略）」とある。

(66)

「忽那一族軍忠次第」に、「一、興国元年十月十日当嶋泰山城安芸国守護武田寄来 或討留追討返畢」とある。

(67)

先々軍忠殊以神妙、爰朝敵人河野对馬入道善恵、^(通感)当国乱入之由有其聞、然早令発向嶋々、彼輩於令誅伐者、別可被行抽賞之状如件、

六月十六日

左少将（花押）

忽那下野房

「忽那家文書」

(68)

前編薩藩旧記雜録卷廿二（重久家文書）

(69)

同旧記雜録卷廿二（出水町友田氏藏本）

(70)

同旧記雜録卷廿二、渋谷弥四郎重名軍忠状並証判（入来院臣寺尾氏藏）に、（於貞和三年五月廿九日夜、薩州鹿兒島院御方、忍取浜崎城之間、六月三日最初馳越東福寺城、相伐御方軍勢之處、同六日卯刻、熊野海賊以下数千人海陸兵寄来之間、（以下略）」とある。

(71)

同旧記雜録卷廿二、渋谷九郎重興軍忠状並証判（入来院氏文書）、文面は、(70)の重名と全く同じである。

(72)

既出岡田氏論文（6）

伊予国の島嶼土豪忽那氏と海賊衆の形成（浜田）

伊予国の島嶼土豪忽那氏と海賊衆の形成（浜田）

付表 2 〔忽那島の中世集落及び惣追捕使職の所務沙汰範囲〕

惣追捕使職の所務沙汰範囲は徳治三年二月一日付沙汰性連（実重）
讓状並徳治三年五月廿日付外題安堵状より想定

